

常任委員会Q&A

総務委員会

開会日 6月27日(木)・7月2日(火)
 案件 議案4件・陳情1件・報告2件等

●豊島区新庁舎の「全面禁煙」を求める陳情

問 区内の喫煙率は。
答 22年度のがん推進計画策定時に実施した区民の意識調査では、24・4%だった。
問 5月31日の世界禁煙デーにおける区の取組みは。
答 毎年、広報としまとホームページで啓発記事を掲載。
問 禁煙教育への取組みは。
答 小・中学生に対しては、がん対策の教材の中で喫煙による健康被害の恐ろしさを含めた教育を行っている。妊産婦に対しては、保健所で行っている健康相談や個別相談の中で、禁煙指導や禁煙パンフレット等の配付を実施している。
問 新庁舎は、全面禁煙か。
答 区のがん対策推進計画に即し、新庁舎は全面禁煙とする方針で進めている。
問 新庁舎の建物の中に入る店舗部分も禁煙か。
答 店舗は専有部分のため、規制の方針は持っていない。
問 区有施設の敷地内で分煙している施設は。
答 本庁舎、地域区民ひろばのうち9か所、生活産業プラザ、地域文化創造館、体育施設のうち7か所、福祉施設など。
●駒込第一保育園改築工事請負契約について

問 建替えにあたり、保護者からどのような声があったのか。
答 東日本大震災後の説明会で、耐震基準を満たしていないため改築する旨を説明。安全・安心が優先であり、急いで改築してほしいとの声があった。また、園の安全対策に一番関心を持たれている。

問 区内事業者取扱制度とは。
答 区の発注する工事契約について、区内に本店・支店または営業所があり、営業実態があるという届出を行った事業者を優先する制度。



総務委員会視察風景

区民厚生委員会

開会日 6月27日(木)・7月2日(火)
 案件 議案2件・陳情1件・報告8件

●豊島区立区民集会所条例(一部改正)

問 池袋第一区民集会所の休止を、他施設でカバーすることが可能か。休止に対する区民からの意見は。
答 池袋第二、第三区民集会所で対応可能。廃止の説明会で、戸惑いの声が少しあったが、4月以降、特段の意見は届いていない。

●豊島区地域区民ひろば条例(一部改正)

問 区民ひろば池袋廃止後の施設の活用方法は。解体するのであれば、地元で十分な説明を。
答 活用方法は未定である。
問 簡易な改修で早く開設する、より使い勝手の良いものにする、など十分説明したうえで簡易な改修を行うのか。
答 区民ひろば池袋運営協議会にも説明したが、早期の開設を求める声が多かった。利用者の納得を得たものである。
問 区民ひろばは、エレベーターが必要ではないか。
答 検討はされたが、エレベーター設置には再度構造計算が必要であり、その結果、設置できない可能性もある。今回は設置を見送り、開設を早めた。
問 地域区民ひろばが未整備な地区はどこか。施設活用のめどは立っているのか。
答 3地区あり、目白地区は目白児童館を、豊成地区は上池袋第一児童館を活用し、要地区は西部地域複合施設内に設置する。



区民厚生委員会視察風景

●婚姻歴のない母子家庭の母についても税法上の「寡婦」とみなし控除を適用し、窮状を救うため手を打つように求める陳情
問 難しい問題とは思いますが、前向きな検討ができないか。

答 税については税法の規定による。特に事実認定の部分で難しい。区独自の施策としては、このような家庭に対する支援について、課題としてはとらえる必要があると考えている。

都市整備委員会

開会日 6月28日(金)
 案件 議案2件・報告2件等

●豊島区立公園条例(一部改正)

問 豊島区にはがん対策推進条例や、がん対策推進計画もあるが、受動喫煙防止対策に関して連携はとっているか。
答 検討はされているが、がん対策推進条例では公共施設の禁煙・分煙を主としている。公園は閉鎖型ではないため、異なる部分もある。
問 喫煙場所の指定が可とされている公園の中には、可とすべきでない所もあるのでは。線引きについて、どのように考えているか。
答 公園の特色、喫煙の実態等を総合的に判断し、喫煙が適当でない所は指定を外していきたい。
●豊島区有通路の廃止について
問 払い下げる土地の価格はどのように判断するのか。また、借地料はどうするのか。
答 路線価を基準にし、さらに財産価格審議会です承を得た算定方式を用いて算定する。それと合わせて、借地料として使った分も含めた金額で払下げをする。
問 今回のように区有通路を廃止して払い下げる可能性がある路線は、現在区内にどれぐらいあるのか。また、過去にもあったのか。



都市整備委員会視察風景

子ども文教委員会

開会日 6月28日(金)・7月3日(水)
 案件 議案3件・報告6件等

●豊島区子ども・子育て会議案

例 会議の構成員は。
答 学識経験者、子育て事業者及び従事者、保護者など、計12名以内を想定している。
問 今後の全体的なスケジュールは。
答 法律の最終的な施行が27年度であることから、来年の9月ころまでに区から都に上げ、その後、国がまとめるものと理解している。
問 保育に関する地域のニーズをどのように捉えているのか。
答 保護者の考え方やライフスタイルに照らして、継続性と新しさを合わせた保育が求められていると認識している。
問 会議の委員構成の中にある子育て事業者及び従事者とは具体的に。
答 例えば、私立保育園に勤務している保育士や指導員を想定している。
●豊島区立子どもスキップ条例(一部改正)
子どもスキップ豊成及び子どもスキップ池袋の新設
問 子どもスキップは全部で何か所になるのか。
答 今回の2つの子どもスキップが開設すると20か所になる。
問 子どもスキップには、利用定員があるのか。
答 定員は特に設けていない。
●豊島区立保育所条例(一部改正)
巣鴨第一保育園分園の新設
問 分園設置により定員はどのくらい増えるのか。
答 37名増える。
問 申し込み期限は。
答 9月13日(金)である。
問 本園と分園の園児の割振りは。
答 本園では3歳児まで、分園では4歳児及び5歳児を保育する。
問 本園と分園との行き来はあるのか。
答 同じ園のため、行き来があるものと考えている。
問 本園にはあり、分園にはない設備は。
答 設備についての違いはないが、本園には土の園庭があり、分園には屋上の園庭がある。
問 災害時や緊急時の対応は。
答 職員の迅速な連絡体制をつくっていく。

たのか。
答 現在、約300か所、およそ2千300㎡ある。14年度から現在までに67件の実績がある。
問 今後、同様の事例において、払い下げてほしいと声があがるまで、対応はしないのか。
答 区有通路の台帳を整備し、その存在を把握しつつある。公有地を使われている場合は所有者にその旨を知らせ、公共の用に供する必要がある場合は払下げを検討する。